

共通論題「サステイナブル・ファイナンス」報告要旨

農林中金総合研究所 エグゼクティブアドバイザー

森田 宗男

気候変動関連金融については、米国のバイデン大統領が気候変動問題への取組を外交政策の主要な柱の一つとすると断言して大統領に当選して以来、俄然として国際的な議論が進み始めた。

気候変動のもたらすリスクには、風水害などの「物理的リスク」と規制変更等に伴い資産価値が失われる「移行リスク」があり、これらに対して金融当局は、金融機関に十全のリスク管理を求めるとともに、経済・社会をグリーンにする為のお金の流れや金融商品市場を作り上げていくことが必要である。このように、理念的な枠組みは整理をされたが、こうした理念を実務に落して取組を進めていく為には、一貫性があり比較可能なデータが圧倒的に不足をしている。データを得る為には企業に開示を進めて貰う必要がある、ということで、この2年ほどは、気候変動関連の企業開示基準策定が議論の中心的テーマとなってきている。

この面では、欧州、米国もそれぞれ独自の企業開示規則案を出してきているが、国際財務報告基準を策定しているIFRS財団が手を挙げ、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を立ち上げ、TCFDをベースとした基準作りの作業を進めている。今後は、ISSBの基準が国際的なベースになることが期待される。

データと並び、何がグリーンに適合するかという判断基準も重要である。EUは先進的なタクソノミーを策定しているが、これは必ずしも国際的基準とはならず、むしろトランジションが重要であるとの流れになっている。

こうした気候変動関連金融の全体の流れを横目に見つつ、足元で国際金融規制当局が力を入れてきていることの一つが、いわゆるグリーン・ウォッシング対策である。気候変動問題の具体的な取組への意識と動きが急速に高まるにつれて、ESG投資への需要が急速に高まってきている。他方で、ESG投資商品については、共通の基準、明確な用語定義、商品分類や名称付けのルールがない中で、ポートフォリオ管理実務に関する開示が重大な誤りや誤解を招く表現等を含むリスクが高まってきている。グリーン・ウォッシングを防止する観点から、各国規制当局は、①商品レベルの開示とファンド名称に関する規制の導入、②監督上の目線を示すなど監督・執行面の強化、及び③ESG格付機関等への規律付けといった対応を行ってきている。

こうした国際的な規制当局の大きな動きの流れをレビューし、今後、我が国の進むべき方向を考えて行きたい。